

表7 5年間の事業展開および学生交換国および学生数

年		学生交換数		学生交換国		展開段階	
年次	年度	派遣	受入	学生の派遣国	学生の受け入れ国	PHASE	STEP
初	2022	10	10	インド	インド	1	1
2	2023	15	15	インド、英国	インド、英国		2
3	2024	20	20	インド、英国、オーストラリア	インド、英国、オーストラリア	2	3
4	2025	30	30	インド、英国、オーストラリア他	インド、英国、オーストラリア他		4
5	2026	40	40	インド、英国、オーストラリア他	インド、英国、オーストラリア他		5
計		115	115				

### 1-3. GRIP 推進のための組織と体制

#### 1-3-1. GRIP 推進委員会の設置

GRIP 推進のため、初年度である 2022 年度は学内を中心に体制の基盤づくりに着手した。2023 年度の組織体制を下記の図 8 の通り策定した。

国際的な IPE プログラムであり、IPERC の下部組織として位置づけ、亥鼻 IPE に係る教員も GRIP 推進委員として加わった。また、海外連携大学は連携大学 GRIP 推進委員会として、さらに外部者を GRIP 評価委員として委員会を形成する。

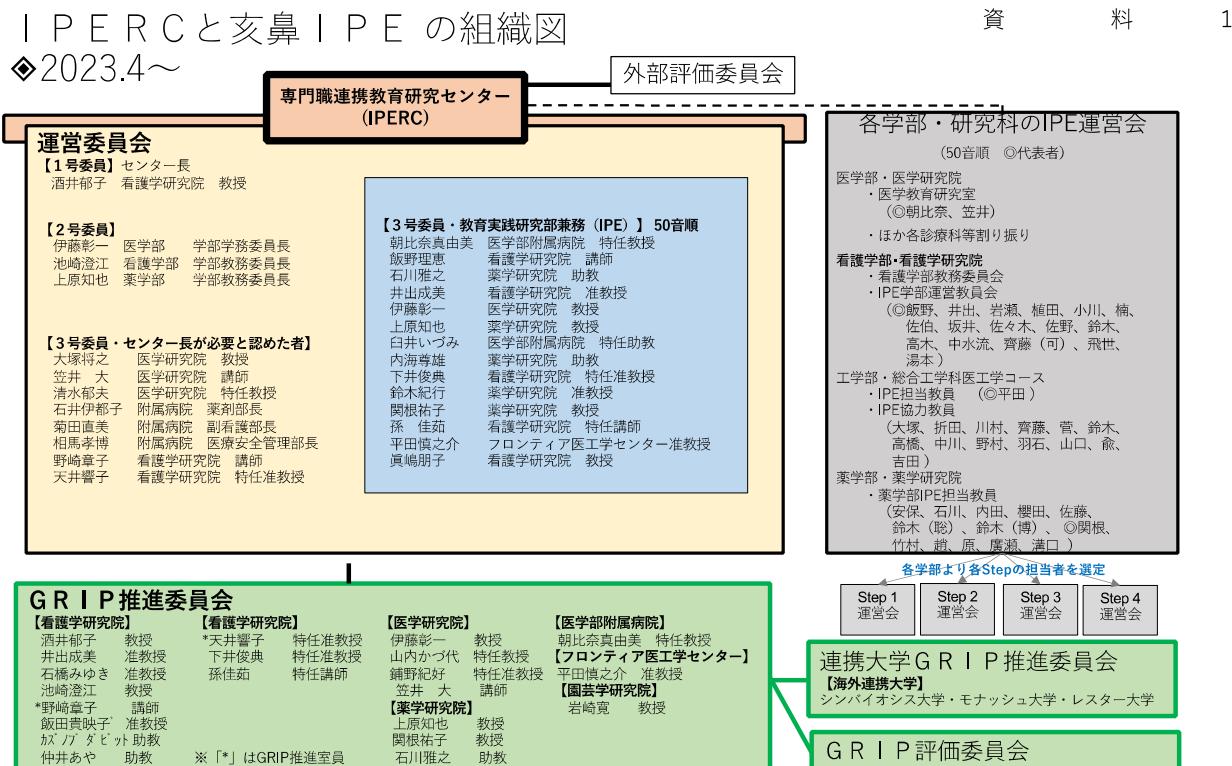


図8 GRIP 推進委員会と関係部署等の組織図

### 1-3-2. GRIP にかかる規定の整備

#### 規定の改定

GRIP 推進委員会の設置にあたり、千葉大学大学院看護学研究院附属専門職連携教育研究センター規程に以下の条文を追加し、令和 5 年 4 月 1 日より施行した。

(グローバル地域ケア IPE プラス創生人材の育成プログラム推進委員会)

第 13 条 グローバル地域ケア IPE プラス創生人材の育成プログラム (Global & Regional Interprofessional Education Plus Program。以下「GRIP」という。) に関する事業を推進するため、センターに、GRIP 推進委員会を置く。

2 GRIP 推進委員会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 規定の制定

以下の通り、千葉大学大学院看護学研究院附属専門職連携教育研究センター グローバル地域ケア IPE プラス創生人材の育成プログラム推進委員会に関する内規を新たに制定し、令和 5 年 4 月 1 日より施行した。

千葉大学大学院看護学研究院附属専門職連携教育研究センター グローバル地域ケア IPE プラス創生人材の育成プログラム推進委員会に関する内規

#### (趣旨)

第 1 条 この規程は、千葉大学大学院看護学研究院附属専門職連携教育研究センター規程第 13 条第 2 項の規定に基づき、グローバル地域ケア IPE プラス創生人材の育成プログラム (Global & Regional Interprofessional Education Plus Program。以下「GRIP」という。) 推進委員会に関し必要な事項を定める。

#### (目的)

第 2 条 GRIP の教育、実践、研究を実施し、またプロジェクトの運営に関する関係機関との調整や状況の管理を行うことにより、GRIP 活動の発展・充実に資することを目的とする。

#### (組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 大学院看護学研究院附属専門職連携教育研究センター長（以下「センター長」という。）
- 二 医学部、薬学部及び看護学部の教務担当委員長
- 三 その他センター長が必要と認めた者

#### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

(GRIP 評価委員会)

第8条 プログラムの質の評価と改善を実施するために GRIP 推進委員会に GRIP 評価委員会を置く。

2 GRIP 評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(小委員会)

第9条 委員会が必要と認めたときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の名称、組織及び運営については、委員会が定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、GRIP 推進室、亥鼻地区事務部総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

### 【制定理由】

グローバル地域ケア IPE プラス創生人材の育成プログラム推進委員会設置に伴い制定するもの。

## 規定の制定

以下の通り、千葉大学大学院看護学研究院附属専門職連携教育研究センター「グローバル地域ケア IPE プラス創生人材の育成プログラム評価委員会」に関する内規を新たに制定し、GRIP 推進委員会での承認を以て、令和 6 年 4 月 1 日より施行することとした。

### ○千葉大学大学院看護学研究院附属専門職連携教育研究センター「グローバル地域ケア IPE プラス創生人材の育成プログラム評価委員会」に関する要項

#### (趣旨)

第1条 この要項は、千葉大学大学院看護学研究院附属専門職連携教育研究センター「グローバル地域ケア IPE プラス創生人材の育成プログラム（Global & Regional Interprofessional Education Plus Program。以下「GRIP」という。）推進委員会」に関する内規第8条の規定に基づき、GRIP 評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

#### (目的)

第2条 委員会は、GRIP の教育プログラム開発実施評価運営状況について、第三者の立場から客観的な評価及び提言を行うことにより、GRIP の活動の発展・充実に資することを目的とする。

#### (組織)

第3条 委員会は外部評価委員会、プログラム評価委員会（以下「各委員会」という。）とする。

2 委員は、GRIP の活動に関し識見を有する者のうちから、センター長が委嘱する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、依頼した評価項目に対する評価と提言等が終了するまでの間とする。

#### (議長)

第5条 各委員会に議長を置き、センター長をもって充てる。ただし、センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した者がその職務を代行する。

2 各委員会の進行は、議長が指名した者が行うことができる。

#### (評価項目)

第6条 各委員会による評価項目は、GRIP の教育・研究活動等の現状を把握し、将来を展望できる体制整備に資する事項とし、主として次の項目とする。 2 外部評価委員会

- 一 教育プログラムに関すること。
  - 二 研究活動に関すること。
  - 三 プログラム運営に関すること
- 3 プログラム評価委員会
- 一 教育プログラムに関すること。

- 二 研究活動に関すること。
- 三 プログラム運営に関すること。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

(評価結果の公表)

第8条 各委員会は、評価結果を取りまとめ、GRIP推進委員会に提言するとともに、その概要を評価報告書、ホームページ等で公表する。

(事務)

第9条 各委員会の庶務は、GRIP推進室、亥鼻地区事務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和6年4月1日から施行する。